

### 傷害保険《交通乗用具搭乗中のみ補償》について

保険の種類	保険金額
死亡保険金（後遺障害保険金）	10,000 千円
入院保険金（手術保険金）	5,000 円
通院保険金	3,000 円

\* 補償内容については下記の通りです。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">死亡・後遺障害保険金額の全額</div> ※保険期間中に、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。
後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">死亡・後遺障害 保険金額</div> <div style="font-size: 24px;">×</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">約款所定の 保険金支払割合 (4%~100%)</div> </div> ※保険期間を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">入院保険金日額</div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">入院日数</div> ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。
手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けられた場合 ※手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術 ・歯科診療固有の診療行為 ②先進医療※①に該当する診療行為※②	1回の手術について次の額をお支払いします。 ①入院中※①に受けた手術 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">入院保険金日額</div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">10</div> ②上記①以外の手術 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">入院保険金日額</div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">5</div> ※1事故につき、1回の手術に限ります。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとしてします。
通院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます）された場合 ※治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領のためのものは、通院に含みません。	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">通院保険金日額</div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">通院日数</div> ※1事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度となります。 ※2通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。

(注1) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注2) 「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。